

チェチェンの子どもたち日本委員会

規約

第一章 総則

(名称)

第一条 当会は、「チェチェンの子どもたち日本委員会」と称する。

(目的)

第二条 当会は、ロシア―チェチェン紛争の平和的解決を求め、紛争の犠牲となった子どもたちへの医療や民族文化伝承への支援となる各種事業を行なうことを目的とする。

(所在地)

第三条 当会は、東京都文京区白山2丁目31番2-101号に事務局を置くものとする。

第二章 組織および役員

(役員)

第四条 当会の役員は、共同代表、会計責任者および委員を置くものとする。

(役員を選任)

第五条 役員を選任は、総会において選任するものとする。

(役員任期)

第六条 役員任期は、3年までとする。

(構成員の資格)

第七条 当会の構成員は、第二条の目的に賛同し、参加を希望したものをいう。

第三章 総会

(招集)

第八条 総会は、役員がこれを招集するものとする。

(決議方法)

第九条 総会の決議は、出席した委員の多数決をもって行なうものとする。

第四章 会計監査

第一〇条 会計責任者は、総会において会計に関する報告を行なうものとする。

附則 ①会の役員は、次の会員とする。

共同代表 岡田一男 東京都文京区白山2-31-2-101

共同代表 林 克明 東京都小金井市本町2-20-9-210

共同代表 姜信子 東京都大田区南千束2-19-12-102

会計 岡田一男 東京都文京区白山2-31-2-101

②本規約は、平成21年5月20日に効力が生じるものとする。

改正履歴 設立 平成21年5月20日

以上相違ないことを証明します。

チェチェンの子どもたち日本委員会 共同代表

岡田一男

東京都文京区白山2丁目31番2-101号 印